

請願・陳情の委員会付託（審査）除外基準

（令和6年7月23日 議会運営委員会決定）

- 1 個人、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、信用を失墜させるおそれのあるもの。ただし、既に公表された事実及び社会的に周知された事実を除く。
- 2 脅迫、恐喝等、公序良俗に反する内容が含まれているもの。ただし、既に公表された事実及び社会的に周知された事実を除く。
- 3 芽室町に住所（法人等にあつては所在地）を有しないものから郵送により提出されたもの。
- 4 住所、連絡先等が不明確で連絡のとれないもの。
- 5 既に採択、不採択等の結論を出した請願・陳情と同一趣旨であり、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの。
- 6 私人（法人を含む）間で解決すべき内容であるもの。
- 7 既に願意が達成されていると認められるもの。
- 8 町職員の身分に関し、懲戒、分限等を求めるもの。
- 9 訴訟や不服申立てにより係争中のもの。
- 10 趣旨等が不明確なもの。
- 11 その他議会において審査をすることが適当でないと認められるもの。